

倉敷市告示第409号

倉敷市高梁川流域圏内地域資源商品改良事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年6月8日

倉敷市長 伊 東 香 織

記

倉敷市高梁川流域圏内地域資源商品改良事業補助金交付要綱

(目的等)

第1条 この要綱は、高梁川流域圏の中小企業者等が、圏内地域資源を原材料とする商品の販路拡大に資する商品改良の取組を行う場合に必要とする経費の一部について、予算の範囲内で補助金を交付することにより、高梁川流域圏全体の産業の振興に寄与することを目的とする。

2 補助金の交付に関しては、倉敷市補助金等交付規則（昭和43年倉敷市規則第30号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「高梁川流域圏」とは、倉敷市、新見市、高梁市、総社市、早島町、矢掛町、井原市、浅口市、里庄町及び笠岡市をいう。

2 この要綱において「中小企業者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第14項に規定する就労継続支援を行う法人その他の団体

3 この要綱において「圏内地域資源」とは、高梁川流域圏内で生産又は加工される農林水産物又は鉱工業品をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、圏内地域資源を原材料とする加工食品又は製品を製造又は販売する中小企業者等のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 中小企業者であって、次のいずれかに該当するもの

ア 高梁川流域圏内に住所及び事業所を有する個人

イ 高梁川流域圏内に主たる事業所を有する会社

(2) 第2条第2項第2号に規定する法人その他の団体であつて、高梁川流域圏内に事業所を有するもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

(1) 同一の事業に対して、本市又は他の団体から別に補助金の交付を受ける者

(2) 市税又は町税を滞納している者

(3) 代表者又は役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当する者

(4) 宗教活動又は政治活動を目的とする者

(5) 公序良俗に反する事業を行っている者

(6) 事業実施に当たって必要な許認可その他必要な関係法令上の規定による要件を欠いている者

(7) 前各号に掲げる者のほか、市長が補助金の目的等に照らして適当でないと認める者（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、圏内地域資源を原材料とする加工食品又は製品の改良（試作品の製造を含む。）に係る事業であつて、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 本市における高梁川流域地域資源活用推進事業として実施される個別商品相談会において、商品改良に係る助言を受けて実施されるものであること。

(2) 前号の助言を受けて改良した商品を、本市が高梁川流域地域資源活用推進事業として同一年度の実施するテストマーケティングにおいて販売し、市場調査を行うこと。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に必要な経費のうち、補助金の交付の決定を受けた日から前条第2号のテストマーケティングを開始する日の前日までの間に要した経費であつて、原材料費、外注費（請負又は

業務委託に係る経費を含む。）、消耗品費その他市長が必要と認めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、金券等の購入費、車両又は不動産の購入費、公租公課、パーソナルコンピュータ等の補助対象事業以外の事業への転用が容易な機器等の購入費その他の補助金の目的等に照らして適当でないと市長が認めるものは、補助金の交付の対象としない。

3 暗号資産（資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第2条第14項に規定する暗号資産をいう。）、割引券その他これに類するもの、金券、商品券又は小切手若しくは手形（いずれも他人が振り出したものに限る。）で支払を行った経費は、補助対象経費に算入しない。

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、10万円を限度とする。

この場合において、算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（補助の制限）

第7条 この要綱による補助金の交付は、一の交付対象者につき1年度当たり1回限りとする。

（交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める期日までに、所定の交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 所定の事業計画書

（2） 収支予算書

（3） 市税又は町税の滞納がないことを証する書類（発行日から3月以内のものに限る。）

（4） 現在事項全部証明書（法人である場合に限る。）（発行日から3月以内のものに限る。）

（5） 住民票の写し（第3条第1項第1号アに規定する中小企業者である場合に限る。）（発行日から3月以内のものに限る。）

（6） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付決定等）

第9条 市長は、前条の交付申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付の適否を決定し、所定の通知書により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定に当たっては、必要な条件を付することができる。

（補助対象事業の内容又は経費の変更）

第10条 前条第1項の補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、所定の変更承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な内容変更であると市長が認める場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の承認を行うに当たっては、必要な条件を付し、又は前条第2項の規定により付した条件を変更することができる。

（補助対象事業の中止又は廃止）

第11条 補助事業者は、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、所定の中止（廃止）承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助対象事業の遅延等の報告）

第12条 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助対象事業の遂行が困難になったときは、速やかに所定の遅延等報告書を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、第4条第2号のテストマーケティングが終了する日から起算して30日を経過した日又は3月20日（閉庁日の場合は、その日後において最も近い開庁日）のいずれか早い日までに、所定の実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 収支決算書

（2） 領収書その他の補助対象経費の支払及び内訳を証明する書類の写し

（3） 補助対象事業の実施の状況が分かる資料

（4） 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定等）

第14条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、所定の確定通知書により通知するものとする。

（補助金の支払）

第15条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定後、補助事業者の請求により補助金を支払うものとする。ただし、補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めると

きは、補助金の概算払又は前金払をすることができる。

(交付決定の取消し等)

第16条 市長は、補助事業者が虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたと認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(協力及び情報の公表)

第17条 補助事業者は、市長がその成果を調査し、公表し、又は普及を図るときは、これに協力するものとする。

2 市長は、補助事業者の氏名又は名称並びに補助対象事業の取組内容及び成果について、補助事業者の協力を得て、地域産業振興策の実例として公表することができる。

(補助金の経理等)

第18条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助対象事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和6年3月27日倉敷市告示第156号)

この要綱は、告示の日から施行する。